県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則（人事課）…… 1
○沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（文化振興課）… 3
○沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（医務・国保課）…… 3
○薬事法施行細則の一部を改正する規則（薬務衛生課）…… 7

規　　則

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第16号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則

（減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第７項の規則で定める職員）

第１条　特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖縄県条例第　号。以下「減額特例条例」という。）第６条第１項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第３号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第７項の規則で定める職員については、平成18年改正条例附則第７項又は第18項の規定に基づく沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第26号。以下「平成18年改正条例関係規則」という。）第３条又は第６条の規定の例による。

（減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第８項及び第９項の規定による給料の支給）

第２条　減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第８項又は第９項の規定による給料の支給については、それぞれ平成18年改正条例附則第８項若しくは第９項又は第18項の規定に基づく平成18年改正条例関係規則第４条若しくは第５条又は第６条の規定の例による。この場合、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成18年改正条例関係規則第４条第１項	その者の受ける給料月額	その者に係る給与条例第５条、第６条、第７条（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成４年沖縄県条例第６号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えて適用され

		る場合を含む。）及び第７条の２、任期付研究員条例第５条第１項から第４項まで（同条第３項及び第４項については、育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに任期付職員条例第７条第１項から第３項まで（同条第２項及び第３項については、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第８条第１項から第３項まで及び第９条の規定による給料月額（以下「減額前の給料月額」という。）
	その差額に相当する額	その差額に相当する額からその100分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額
	平成18年改正条例附則第８項	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖縄県条例第４号。以下「減額特例条例」という。）第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第８項
平成18年改正条例関係規則第４条第２項	その者の受ける給料月額	その者に係る減額前の給料月額
	その差額に相当する額	その差額に相当する額からその100分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額
	平成18年改正条例附則第８項	減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第８項
平成18年改正条例関係規則第５条第１項	その者の受ける給料月額	その者に係る減額前の給料月額
	その差額に相当する額	その差額に相当する額からその100分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額
	平成18年改正条例附則第９項	減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第９項
平成18年改正条例関係規則第５条第２項	前条	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則（平成20年沖縄県規則第16号）第２条の規定により例によることとされる読み替えられた前条
	平成18年改正条例附則第８項	減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第８項
	平成18年改正条例附則第９項	減額特例条例第６条第１項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第９項

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

沖縄県規則第17号

沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第33号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成20年３月28日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

沖縄県規則第18号

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第116条第１項の規定に基づき設置する沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（拠出金の額の算定）

第２条　沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、特定期間（法第116条第２項第１号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の前年度の２月10日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

⑴　療養の給付等に要する費用の額見込額計算書（第１号様式）

⑵　前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

２　知事は、広域連合から提出された前項に規定する書類に基づき、特定期間各年度の広域連合の拠出金の額を定めるものとする。

３　知事は、各年度の５月末日までに、当該年度の拠出金の額を広域連合へ通知するものとする。

（拠出金の納付）

第３条　広域連合は、各年度の拠出金の額を当該年度の２月末日までに納付しなければならない。

（基金への積立て）

第４条　知事は、各年度の拠出金の額の３倍に相当する額を、当該年度の２月末日までに基金へ積み立てなければならない。

（交付の申請）

第５条　広域連合は、基金から交付金（法第116条第１項第１号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合は、特定期間の終了年度の２月末日までに、交付金交付申請書（第２号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

⑴　交付金額計算書（知事が別に定める様式によるものに限る。）

⑵　前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　知事は、前条の交付金交付申請書その他添付された書類を審査の上、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、広域連合に通知するものとする。

（交付金の交付）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けた広域連合が交付金の交付を受けようとするときは、請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（借入れの申請）

第８条　広域連合は、基金から貸付金（法第116条第１項第２号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとする場合は、当該年度の２月末日までに、貸付金借入申請書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

⑴　貸付金額計算書（知事が別に定める様式によるものに限る。）

⑵　貸付金償還計画書（第５号様式）

⑶　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第９条　知事は、前条の貸付金借入申請書その他添付された書類を審査の上、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、広域連合に通知するものとする。

（貸付金の貸付け）

第10条　前条の規定により貸付けの決定を受けた広域連合が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

３　貸付金の貸付けを受けた広域連合は、直ちに借用証書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還方法）

第11条　広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合は、当該貸付けを受けた特定期間の借入総額を２で除して得た金額について、次の特定期間の各年度において償還を行う。ただし、広域連合が、第13条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

２　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第14条第４項ただし書の規定により同項第１号に掲げる日を償還期限とする場合における前項の規定の適用については、同項中「２で」とあるのは「４で」と、「次の特定期間」とあるのは「次の特定期間及び次の次の特定期間」と読み替えるものとする。

３　政令第14条第４項ただし書の規定により同項第２号に掲げる日を償還期限とする場合における第１項の規定の適用については、同項中「２で」とあるのは「６で」と、「次の特定期間」とあるのは「次の特定期間から次の次の次の特定期間まで」と読み替えるものとする。

４　広域連合は、各年度の償還金の額を当該年度の２月末日までに納付しなければならない。

（災害その他特別の事情がある場合における償還期限の延期）

第12条　知事は、広域連合からの申請により、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条第１項本文（同条第２項及び第３項において読み替えて適用される場合を含む。）及び同条第４項の規定により定めた償還期限を、当該償還期限の属する特定期間の次の特定期間の最終年度の末日まで延期することができるものとする。この場合において、償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

２　広域連合は、前項の規定により、償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、償還期限延期申請書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の償還期限延期申請書を審査の上、償還期限の延期の可否を決定し、広域連合に通知するものとする。

（任意の繰上償還）

第13条　広域連合は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第14条　広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合は、基金借入台帳を整備しなければならない。

（報告及び調査）

第15条　知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

（補則）

第16条　この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成20年度を初年度とする特定期間における第２条の規定の適用については、同条第１項中「前年度の２月10日」とあるのは「平成20年５月末日」と、同条第３項中「各年度の５月末日」とあるのは「各年度の５月末日（平成20年度にあっては、平成20年７月末日）」とする。

第１号様式（第２条関係）

療養の給付等に要する費用の額見込額計算書

初年度 ア	終了年度 イ	合計額 ア＋イ

療養の給付等に要する費用の額	初年度	終了年度	合計額
療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額			
入院時食事療養費の支給に要する費用の額			
入院時生活療養費の支給に要する費用の額			
保険外併用療養費の支給に要する費用の額			
療養費の支給に要する費用の額			
訪問看護療養費の支給に要する費用の額			
特別療養費の支給に要する費用の額			
移送費の支給に要する費用の額			
高額療養費の支給に要する費用の額			
高額介護合算療養費の支給に要する費用の額			
合計額			

第２号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　印

交付金交付申請書

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第５条の規定により、次のとおり交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請金額　　円

２　交付条件

第３号様式（第７条、第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合

広域連合長　　印

請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付（貸付け）決定の通知を受けた沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金交付（貸付）金を下記のとおり請求する。

記

請求金額　　円

第４号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　印

貸付金借入申請書

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第８条の規定により、次のとおり借り入れたいので関係書類を添えて申請します。

記

1　借入申請金額　　円
2　借入条件

第５号様式（第８条関係）

貸付金償還計画書

	償還期日	償還額
1	年　月　日	円
2	年　月　日	円
3	年　月　日	円
4	年　月　日	円
5	年　月　日	円
6	年　月　日	円

第６号様式（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　印

借用証書

借用金額　　円

上記金額を次の条件により借用します。

1　借入対象事業名
2　据置期限　　年　　月　　日
3　償還期限　　年　　月　　日
4　その他　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。

第７号様式（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　印

償還期限延期申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で貸付決定の通知を受けた沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金の償還期限の延期について、沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第12条第１項の規定により申請します。

記

１　金額
２　償還期限
３　延期後の償還期限
４　理由

第８号様式（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　印

繰上償還通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で貸付決定の通知を受けた沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

１　年度区分
２　借入年月日
３　借用証書番号
４　借入額
５　繰上償還額
６　繰上償還期日
７　繰上償還理由

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第19号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和47年沖縄県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項及び第８条中「失つた」を「失った」に改める。

第９条第１号中「失つた」を「失った」に改め、同条第３号中「なつた」を「なった」に改める。

第12条中「あつて」を「あって」に改め、同条を第13条とする。

第11条第１項中「第12号様式」を「第14号様式」に改め、同条第２項中「あつた」を「あった」に、「第13号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の１条を加える。

（登録販売者試験の受験手続）

第11条　法第36条の４第１項の規定による登録販売者試験を受けようとする者は、登録販売者試験願書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の登録販売者試験願書を受理したときは、受験票（第13号様式）を交付するものとする。

第１号様式中「楷書」を「楷（かい）書」に、「はつきり」を「はっきり」に改める。

第５号様式中「なつた」を「なった」に、「楷書」を「楷（かい）書」に、「はつきり」を「はっきり」に改め

る。

第７号様式から第９号様式までの規定中「楷書」を「楷書」に、「はつきり」を「はっきり」に改める。

第13号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に、「あつては」を「あっては、」に改め、同様式を第15号様式とする。

第12号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を第14号様式とし、第11号様式の次に次の２様式を加える。

第12号様式（第11条関係）

登録販売者試験願書

写真はりつけ欄
（出願前６月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦4.5センチメートル、横４センチメートルの写真を貼ること。）

本籍（国籍）				
住所	連絡先電話番号（　　）			
氏名		性別	□男□女	年　　月　　日生

上記により、登録販売者試験を受けたく申請します。

年　　月　　日

氏名　　㊞

沖縄県知事　　殿

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とすること。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

３　氏名について、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

４　性別欄の該当する□には、レ印を記入すること。

５　沖縄県収入証紙には、消印をしないこと。

沖縄県収入証紙貼付欄
（消印をしないこと。）

第13号様式（第11条関係）

受　験　票

平成　　年度　登録販売者試験

受験番号	保　第　　号
ふりがな 氏　名	

14.8

生年月日	年　月　日生
試験場	
日　時	年　月　日 時　開始

写真はりつけ欄

(1)　写真の大きさは、縦4.5センチメートル、横4.0センチメートルとすること。

(2)　写真の裏面に、氏名及び生年月日を記入すること。

センチメートル

10.4センチメートル

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

発　行　所	印　刷　所	株式会社　国際印刷 〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
沖　縄　県　総　務　部 **総務私学課** 電話番号 098－866－2074	販　売　所	株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
	購　読　料	１部１箇月 1,800円